

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 共通事項

消火剤の成分及び性状は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）第7条に適合した検定品であること。

2 全域放出方式

1 貯蔵容器等の設置場所

第6 不活性ガス消火設備 1. (1)を準用すること。

2 貯蔵容器等

貯蔵容器等のうち貯蔵タンクにあっては、40℃における貯蔵タンク内圧力の1.5倍以上の圧力に耐える設計強度を有すること。

3 容器弁等

第6 不活性ガス消火設備 1. (4)を準用すること。

4 配管等

ア 配管は、省令第21条第4項第7号によるほか、起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器の間には、当該配管に誤作動防止のための逃し弁（リリースバルブ）を設けること。

イ ヘッドを設ける枝配管に至るまでの配管の分岐は放射圧力が均一となるようすべてトーナメント形式とし、かつ、末端の取付ヘッド数を2個以内とすること（別図第8-1参照）。ただし、有効な三方分岐管等を使用した場合は3個とすることができる。

ウ 配管を分岐する場合は、粉末容器側にある屈曲部分から管径の20倍以上の距離をとること。ただし、粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式（別図第8-2参照）とした場合は、この限りでない。

エ 使用する配管の口径等は、省令第21条第4項第18号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準」等により算出された配管の呼び径とすること。

5 防護区画の構造等

第6 不活性ガス消火設備 1. (8)（ア及びイを除く）を準用すること。

6 防制御盤等

第7 ハロゲン化物消火設備 2. (9)を準用すること。

7 圧力調整器

ア 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては、25MPa以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ 容器開放の際、二次圧力をおおむね1.5MPaないし2MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流量性能を有するものであること。

8 起動装置

第7 ハロゲン化物消火設備 1. (10)を準用すること。

9 音響警報装置

第6 不活性ガス消火設備 1. (11)を準用すること。

10 定圧作動装置等

定圧作動装置及び放出弁は、財団法人日本消防設備安全センターの認定品とすること。

11 非常電源・配線等

第2 屋内消火栓設備 5を準用すること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



3 局所放出方式

1 局所放出方式の粉末消火設備の設置場所

局所放出方式は、次に定める場所に設置することができるものであること。ただし、オーバーヘッド方式によるものにあつては、この限りでない。

- ア 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場所
- イ 全域放出方式又は移動式が不相当と認められる場所

2 貯蔵容器等の設置個数

- ア 放射区域（一の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下同じ。）が相接して4以上ある場合は貯蔵容器等を2個以上設置するものとし、貯蔵容器が受持つこととなる各放射区域の辺が相互に接することとならないように組み合わせること。この場合、各容器からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は1個おきの放射区域を、また、放射区域が並列に並ぶ場合は、対角線上の放射区域をそれぞれ受け持つように組み合わせること。
- イ 放射区域が相接して複数ある場合で隣接する3放射区域ごとに防火上有効な間仕切り等で区画されている場合は、貯蔵容器等を1個とすることができる。

3 消火薬剤の貯蔵量

省令第21条第3項第2号及び第3号によるほか、次によること。

- ア 前(2). アにより貯蔵容器等を2個設置することとなる場合の貯蔵量は、それぞれの貯蔵容器が受け持つ放射区域の量のうち最大となる量以上とすること。
- イ 前(2). イにより貯蔵容器を1個設置することとなる場合は、それぞれ隣接する2放射区域の量のうち最大となる量以上の量とすること。ただし、放射区域が隣接して2個のみの場合で、放射区域が相互に3m以上ラップする場合にあつては、消火剤の量の最大となる放射区域の量以上の量とすることができる。

※ 駐車のに供される部分にあつては、防護対象物の表面1㎡当たりの消火剤量の割合で計算した量とあるのは、放射区域の床面積1㎡当たりの消火剤の量と読み替える。

4 貯蔵容器等の設置場所

前2.(1)によること。

5 貯蔵容器等

前2.(2)によること。

6 容器弁等

前2.(3)によること。

7 配管等

前2.(4)によること。

8 制御盤等

前2.(6)によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

9 圧力調整器

前2.(7)によること。

10 起動装置

前2.(8)によること。

11 音響警報装置

前2.(9)によること。

12 定圧作動装置等

前2.(10)によること。

13 非常電源・配線等

前2.(11)によること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



4 移動式

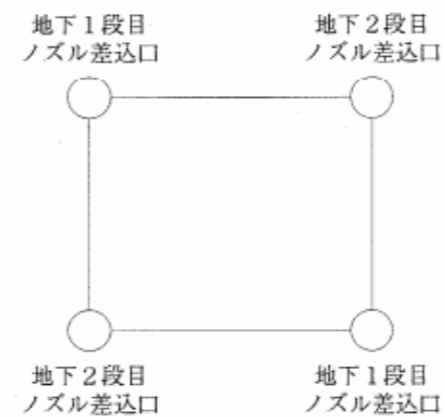
不活性ガス消火設備 3を準用するほか、開放式の機械式駐車場（工作物に限る。）には、次により設置する。

- (1) 原則として各段の最速の車両の直近に到達でき、政令第18条第2号の距離により有効に放射できるよう、各段に消火足場を施設すること。
ただし、各段に設置しなくても有効に放射できる場合には2段ごとに設置することで支障ない。
- (2) 前アの消火足場を施設する場合、移動式粉末消火設備は、当該足場の階段付近等、容易に避難しやすい位置に設けること。
- (3) 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分（地下2階層迄）は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置すること。
 - ア 地下1段用
 - (ア) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2個以上対角線になるよう設置すること。
 - (イ) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。
 - イ 地下2段用

地下1段目は上記ア。地下1段用と同様とし、地下2段目は次によること。

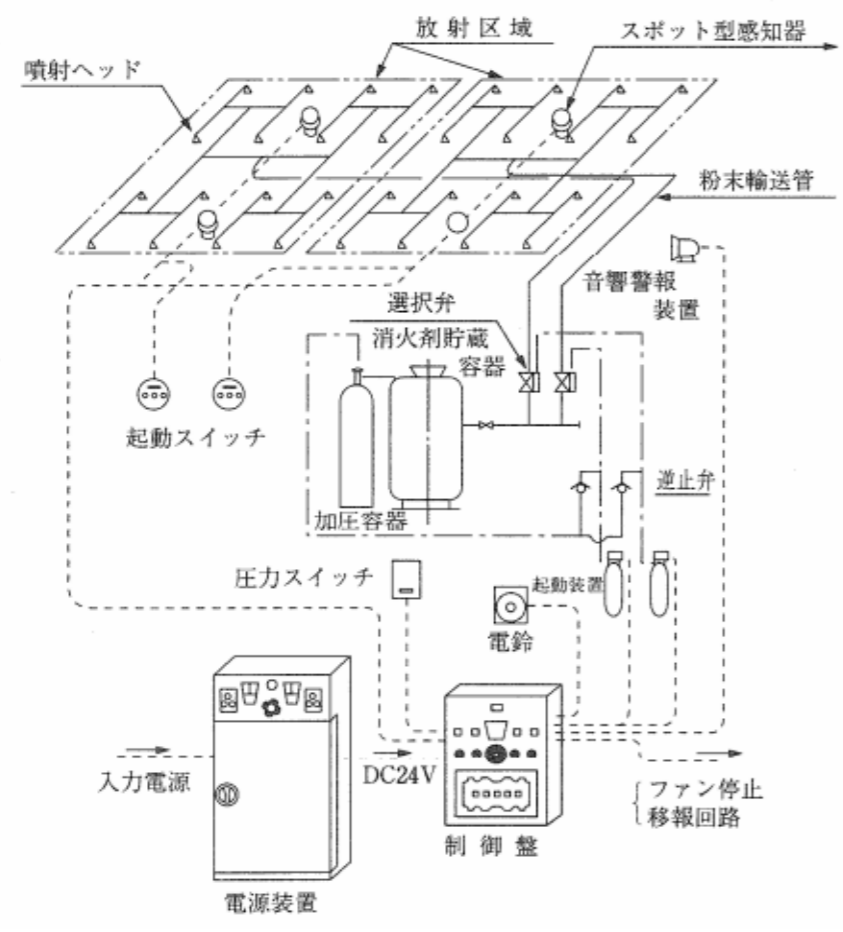
 - (ア) 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2個以上、地下1段用のノズル差込口と対角線になるように設置すること。（第8-1図参照）
 - (イ) 放出口は噴射ヘッド方式とすること。
 - (ウ) ノズル差込口には放射口を設け、放射口と放射ノズルとの結合方法は、「消防用ホースに使用する差込み式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）」に準じた差し口とすること。
 - (エ) 放射口と放出口の接続配管は鋼管（SGP）とすること。
 - (オ) ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。
- (4) 政令第18条第2号の水平距離15m以下については、消火対象に対して実質的に消火可能となるよう、歩行距離に読み替えること。

第8-1図

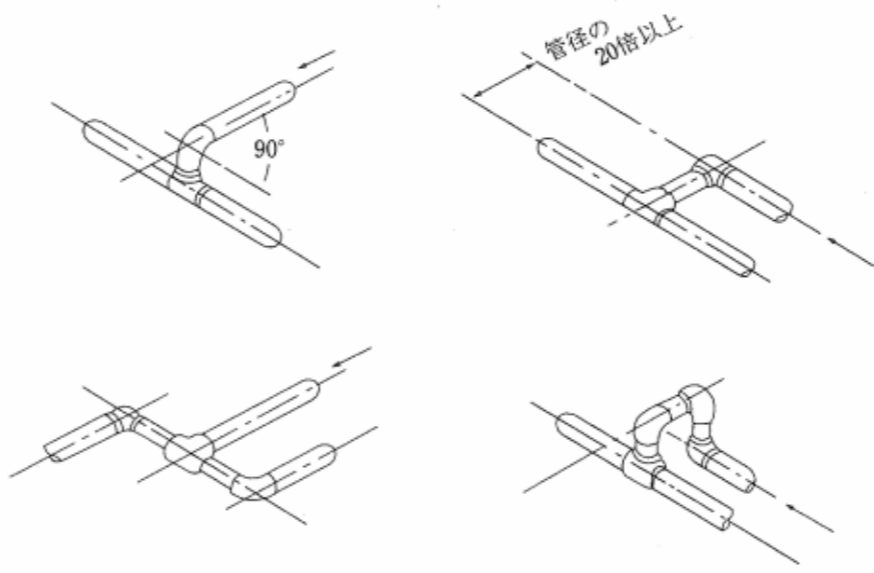


粉末消火設備 技術基準 西日本防災システム

粉末消火設備



別図第8-1 粉末消火設備系統図



別図第8-2 粉末消火設備におけるT型継手の良い配管方法



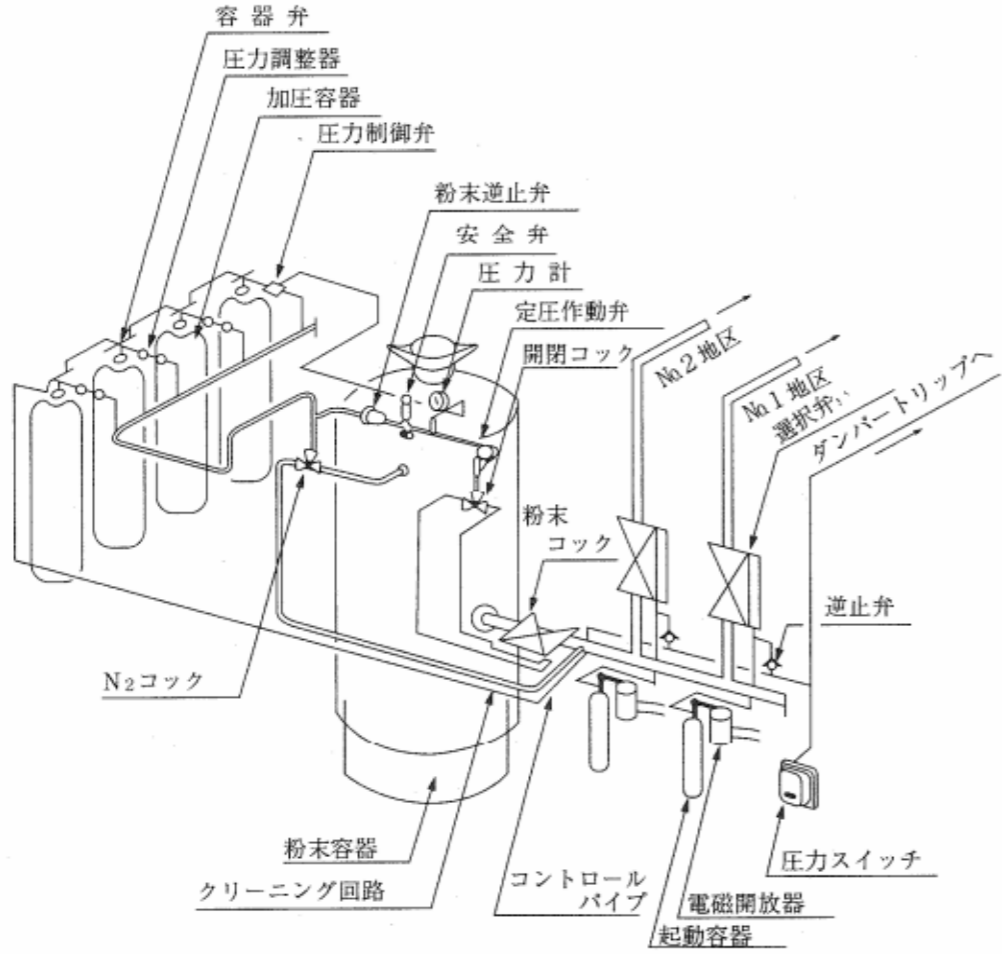
西日本防災システム
 NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

粉末消火設備 技術基準- 西日本防災システム

粉末消火設備



別図第8-3 粉末消火設備粉末容器付属機器図



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

